

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 江戸川河川事務所監視カメラ更新工事
工事地名	千葉県野田市宮崎 1 3 4 江戸川河川事務所

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 5月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 6月
2) 事務所名	江戸川河川事務所 防災対策課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026050007	1 4) 単価適用年月	2026年 6月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 6月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	一式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	110日間 自 令和 8年 6月13日 (当初) 至 令和 8年 9月30日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	千葉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	松戸地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	江戸川本川	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8年 5月19日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 江戸川河川事務所監視カメラ更新工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電子応用設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
電子応用設備(機器単体)			式	1		1,756,500			
CCTV設備			式	1		1,756,500			
CCTV装置			式	1		1,756,500			
ネットワークカメラ	屋内型		台	6	77,500	465,000			単-1号
ネットワークカメラ	ドーム型		台	1	220,000	220,000			単-2号
ネットワークカメラ	屋外型		台	3	130,000	390,000			単-3号
ネットワークディスプレイコーダー			台	1	350,000	350,000			単-4号
LAN用HUB			台	1	59,500	59,500			単-5号
モニタリングPC	キーボード, マウス, 27インチディスプレイ付き		台	1	272,000	272,000			単-6号
機器単体費			式	1		1,756,500			
電子応用設備			式	1		729,766			
CCTV設備工			式	1		697,766			

設計内訳書

工事名	R 7 江戸川河川事務所監視カメラ更新工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電子応用設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
CCTV装置設置工		式	1		490,890				
CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ 屋内型 (1台目)	台	1	61,050	61,050			単-7号	
CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ 屋内型 (2台目以降)	台	5	42,740	213,700			単-8号	
CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ ドーム型 (2台目以降)	台	1	42,740	42,740			単-9号	
CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ 屋外型 (2台目以降)	台	3	57,800	173,400			単-10号	
CCTV装置撤去工		式	1		157,230				
CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ 屋内型 (1台目)	台	1	20,400	20,400			単-11号	
CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ 屋内型 (2台目以降)	台	3	14,280	42,840			単-12号	
CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ ドーム型 (2台目以降)	台	2	14,280	28,560			単-13号	
CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ 屋外型 (2台目以降)	台	3	21,810	65,430			単-14号	
通信配線工		式	1		35,057				
通信屋内配線	ツイストペアケーブル 8心 カテゴリ6 4P	m	118	297.1	35,057			単-15号	

設計内訳書

工事名	R 7江戸川河川事務所監視カメラ更新工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電子応用設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
配管・配線撤去工			式	1		14,589			
屋内配線撤去		ツイストペアケーブル 8心 カテゴリ-5 4P	m	129	113.1	14,589			単-16号
工場製品輸送工			式	1		32,000			
輸送工			式	1		32,000			
輸送(電気)		機器輸送費	式	1		32,000			内-1号
直接工事費			式	1		729,766			
共通仮設費			式	1		75,000			
共通仮設費(率計上)			式	1		75,000			
純工事費			式	1		804,766			
現場管理費			式	1		360,000			
機器間接費			式	1		118,000			
技術者間接費			式	1		118,000			

設計内訳書

工事名	R 7江戸川河川事務所監視カメラ更新工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電子応用設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事原価			式	1		1,282,766			
一般管理費等			式	1		320,734			
工事価格			式	1		3,360,000			
消費税相当額			式	1		336,000			
工事費計			式	1		3,696,000			

一式当たり内訳書

輸送(電気)

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
輸送費 (電気)	32000円/台	台	1	32, 000	32, 000			
合 計					32, 000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一1号	ネットワークカメラ	屋内型	単位	台	数量	1	単価	77, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		77500円/台 機器管理費の対象外	台	1	77, 500	77, 500		
計						77, 500		
単価						77, 500	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一2号	ネットワークカメラ	ドーム型	単位	台	数量	1	単価	220, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		220000円/台 機器管理費の対象外	台	1	220, 000	220, 000		
計						220, 000		
単価						220, 000	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一3号	ネットワークカメラ	屋外型	単位	台	数量	1	単価	130, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		130000円/台 機器管理費の対象外	台	1	130, 000	130, 000		
計						130, 000		
単価						130, 000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一4号	ネットワークディスクレコーダー		単位	台	数量	1	単価	350, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		350000円/台 機器管理費の対象外	台	1	350, 000	350, 000		
計						350, 000		
単価						350, 000	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一5号	LAN用HUB		単位	台	数量	1	単価	59, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		59500円/台 機器管理費の対象外	台	1	59, 500	59, 500		
計						59, 500		
単価						59, 500	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一6号	モニタリンク PC	キーボード, マウス, 27インチディスプレイ付き	単位	台	数量	1	単価	272, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		272000円/台 機器管理費の対象外	台	1	272, 000	272, 000		
計						272, 000		
単価						272, 000	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一7号	CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ 屋内型 (1台目)	単位	台	数量	1	単価	61, 050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
CCTV装置据付		簡易型カメラ装置 固定式 新設 補正なし	台	1	40, 800	40, 800		
CCTV装置調整		簡易型カメラ装置 固定式 補正なし	台	1	20, 250	20, 250		
計						61, 050		
単価						61, 050	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一8号	CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ 屋内型 (2台目以降)	単位	台	数量	1	単価	42, 740
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
CCTV装置据付		簡易型カメラ装置 固定式 新設 補正あり	台	1	28, 560	28, 560		
CCTV装置調整		簡易型カメラ装置 固定式 補正あり	台	1	14, 180	14, 180		
計						42, 740		
単価						42, 740	円／台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

単一9号	CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ ドーム型 (2台目以降)	単位	台	数量	1	単価	42, 740
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	C C T V装置据付	簡易型カメラ装置 固定式 新設 補正あり	台	1	28, 560	28, 560		
	C C T V装置調整	簡易型カメラ装置 固定式 補正あり	台	1	14, 180	14, 180		
	計					42, 740		
	単価					42, 740	円／台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

単一10号	CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ 屋外型 (2台目以降)	単位	台	数量	1	単価	57, 800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	C C T V装置据付	簡易型カメラ装置 固定式 新設 補正あり	台	1	28, 560	28, 560		
	C C T V装置調整	簡易型カメラ装置 固定式 補正あり	台	1	14, 180	14, 180		
	高所作業車運転	トラック架装リフト 12m	時間	2	7, 529	15, 058		
	計					57, 798		
	単価					57, 800	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一11号	CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ 屋内型 (1台目)	単位	台	数量	1	単価	20, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
CCTV装置据付		簡易型カメラ装置 固定式 撤去(不使用) 補正なし	台	1	20, 400	20, 400		
計						20, 400		
単価						20, 400	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一12号	CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ 屋内型 (2台目以降)	単位	台	数量	1	単価	14, 280
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
CCTV装置据付		簡易型カメラ装置 固定式 撤去(不使用) 補正あり	台	1	14, 280	14, 280		
計						14, 280		
単価						14, 280	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一13号	CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ ドーム型 (2台目以降)	単位	台	数量	1	単価	14, 280
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
C C T V装置据付		簡易型カメラ装置 固定式 撤去(不使用) 補正あり	台	1	14, 280	14, 280		
計						14, 280		
単価						14, 280	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一14号	CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ 屋外型 (2台目以降)	単位	台	数量	1	単価	21, 810
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
C C T V装置据付		簡易型カメラ装置 固定式 撤去(不使用) 補正あり	台	1	14, 280	14, 280		
高所作業車運転		トラック架装リフト 12m	時間	1	7, 529	7, 529		
計						21, 809		
単価						21, 810	円／台	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一15号	通信屋内配線	ツイストペアケーブル 8心 カテゴリ6 4P	単位	m	数量	1	単価	297. 1	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ケーブル及び電線配線		トラフ・ころがし配線 5mm以下 新設	m	1	226. 1	226. 1			
ツイストペアケーブル		カテゴリ6 4P	m	1	71	71			
計						297. 1			
単価						297. 1	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
単一16号	屋内配線撤去	ツイストペアケーブル 8心 カテゴリ5 4P	単位	m	数量	1	単価	113. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ケーブル及び電線配線		トラフ・ころがし配線 5mm以下 撤去(不使用)	m	1	113. 1	113. 1		
計						113. 1		
単価						113. 1	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（台）	77500円/台 機器管理費の対象外	単位	台	数量	1	単価	77, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	77, 500	77, 500		
計						77, 500		
単価						77, 500	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（台）	220000円/台 機器管理費の対象外	単位	台	数量	1	単価	220, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	220, 000	220, 000		
計						220, 000		
単価						220, 000	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（台）	130000円/台 機器管理費の対象外	単位	台	数量	1	単価	130, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	130, 000	130, 000		
計						130, 000		
単価						130, 000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（台）	350000円/台 機器管理費の対象外	単位	台	数量	1	単価	350, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	350, 000	350, 000		
計						350, 000		
単価						350, 000	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（台）	59500円/台 機器管理費の対象外	単位	台	数量	1	単価	59, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	59, 500	59, 500		
計						59, 500		
単価						59, 500	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	機器単体費（台）	272000円/台 機器管理費の対象外	単位	台	数量	1	単価	272, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	272, 000	272, 000		
計						272, 000		
単価						272, 000	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	C C T V装置据付	簡易型カメラ装置 固定式 新設 補正なし	単位	台	数量	1	単価	40, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	1. 5	27, 200	40, 800		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						40, 800		
単価						40, 800	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	C C T V装置調整	簡易型カメラ装置 固定式 補正なし	単位	台	数量	1	単価	20, 250
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0. 5	40, 500	20, 250		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						20, 250		
単価						20, 250	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	C C T V装置据付	簡易型カメラ装置 固定式 新設 補正あり	単位	台	数量	1	単価	28, 560
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	1. 05	27, 200	28, 560		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						28, 560		
単価						28, 560	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	C C T V装置調整	簡易型カメラ装置 固定式 補正あり	単位	台	数量	1	単価	14, 180
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0. 35	40, 500	14, 175		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						14, 180		
単価						14, 180	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	高所作業車運転	トラック架装リフト 12m	単位	時間	数量	1	単価	7, 529
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	高所作業車（トラック架装リフト車）	[ブーム型・標準デッキタイプ] 最大地上高12m	日	0. 17	10, 400	1, 768		
	軽油		L	3. 55	148	525		
	運転手（特殊）		人	0. 17	30, 800	5, 236		
	計					7, 529		
	単価					7, 529	円／時間	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	C C T V装置据付	簡易型カメラ装置 固定式 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	20, 400
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	0. 75	27, 200	20, 400		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						20, 400		
単価						20, 400	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	C C T V装置据付	簡易型カメラ装置 固定式 撤去(不使用) 補正あり	単位	台	数量	1	単価	14, 280
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術員			人	0. 525	27, 200	14, 280		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						14, 280		
単価						14, 280	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000002000

	高所作業車運転	トラック架装リフト 12m	単位	時間	数量	1	単価	7, 529
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	高所作業車（トラック架装リフト車）	[ブーム型・標準デッキタイプ] 最大地上高12m	日	0. 17	10, 400	1, 768		
	軽油		L	3. 55	148	525		
	運転手（特殊）		人	0. 17	30, 800	5, 236		
	計					7, 529		
	単価					7, 529	円／時間	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	ケーブル及び電線配線	ﾄﾗﾌﾞ・ころがし配線 5mm以下 新設	単位	m	数量		単価	
						100		226. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 72	31, 400	22, 608		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						22, 610		
単価						226. 1	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-00000002000	
	ツイストペアケーブル	カテゴリ-6 4P	単位	m	数量		単価	
						1		71
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
LANケーブル ツイストペアケーブル		カテゴリ-6 4 P	m	1	71	71		
計						71		
単価						71	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-000000002000	
	ケーブル及び電線配線	ﾄﾌﾌ・ころがし配線 5mm以下 撤去(不使用)	単位	m	数量	100	単価	113. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0. 36	31, 400	11, 304		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						11, 310		
単価						113. 1	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 06 2026. 06 1. 000-000000002000	
	輸送費（電気）	32000円/台	単位	台	数量	1	単価	32, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車運送料金（電気）			台	1	32, 000	32, 000		
計						32, 000		
単価						32, 000	円／台	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	729,766	直接工事費	729,766	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		32,000				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		32,000	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		697,766		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		697,766			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		9.05 %			0 %	
施工地域等補正		1.2	ICT 施工補正		1	
率（補正後）		10.86 %				
計上額		75,000			0	0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	729,766		
非対象額計（－）	32,000				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	32,000	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					75,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	804,766	単独（追加工事）直接工事費	729,766	単独（追加工事）共通仮設費	75,000
非対象額計（－）	32,000				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	32,000	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	772,766	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	772,766		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	42.35％		0％		0％
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	46.59％		0％		
計上額	360,000		0		0
			91,720（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

機器間接費

(1) 技術者間接費

技術者労務費	147,825
電気通信技術者	147,825
電気通信技術員	0
技術者間接費率	80 %
技術者間接費	118,260
SI技術者労務費	0
SI電気通信技術者	0
SI電気通信技術員	0
SI技術者間接費率	170 %
SI技術者間接費	0
技術者間接費計上額	118,000

(2) 機器管理費

機器単体費	1,756,500
機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数1.0】	0
機器製作のみ行う場合【補正係数0.5】	0
機器を支給（据付調整のみ）【補正係数0.5】	0
機器管理費対象外	1,756,500
機器管理費対象額	0
機器管理費率（補正前）	18.22 %
補正係数	0
機器管理費率（補正後）	0 %
機器管理費計上額	0
機器間接費計上額	118,000

一般管理費等（当初）

事務所名 江戸川河川事務所 防災対策課

工事番号 2026050007

第 0 回変更

発注年月 令和08年05月

契約区分

単年度（繰越を含む）の分任官

主工種

河川維持工事

工事原価	1,282,766				
純工事費	804,766	現場管理費	360,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
機器間接費	118,000	工場製作原価	0		
非対象額計（一）	32,000				
管理費区分9	32,000	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	1,250,766	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	1,250,766	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1.05	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	1,250,766				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	26.39 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	320,734				
業務委託料等	0				
調査基準価格	0				
調査基準価格の100/110	0 (0 %)				

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 江戸川河川事務所監視カメラ更新工事

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所 防災対策課

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川河川事務所監視カメラ更新工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電子応用設備(機器単体)		式		1		
CCTV設備		式		1		
CCTV装置		式		1		
ネットワークカメラ	屋内型	台		6		
ネットワークカメラ	ドーム型	台		1		
ネットワークカメラ	屋外型	台		3		
ネットワークディスプレイコーダー		台		1		
LAN用HUB		台		1		
モニタリングPC	キーボード, マウス, 27インチディスプレイ付き	台		1		
機器単体費		式		1		
電子応用設備		式		1		

工事数量総括表

工事名		R 7 江戸川河川事務所監視カメラ更新工事					(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
CCTV設備工		式		1			
CCTV装置設置工		式		1			
CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ 屋内型 (1台目)	台		1			
CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ 屋内型 (2台目以降)	台		5			
CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ ドーム型 (2台目以降)	台		1			
CCTV IPカメラ装置設置	ネットワークカメラ 屋外型 (2台目以降)	台		3			
CCTV装置撤去工		式		1			
CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ 屋内型 (1台目)	台		1			
CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ 屋内型 (2台目以降)	台		3			
CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ ドーム型 (2台目以降)	台		2			
CCTV IPカメラ装置撤去	ネットワークカメラ 屋外型 (2台目以降)	台		3			

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川河川事務所監視カメラ更新工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
通信配線工		式		1		
通信屋内配線	ツイストペアケーブル 8心 カテゴリ-6 4P	m		118		
配管・配線撤去工		式		1		
屋内配線撤去	ツイストペアケーブル 8心 カテゴリ-5 4P	m		129		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送(電気)	機器輸送費	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川河川事務所監視カメラ更新工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場管理費		式		1		
機器間接費		式		1		
技術者間接費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 機器単体費 -----	1,756,500
(2) 直接工事費 -----	729,766
(3) 共通仮設費 -----	75,000
(4) 純工事費 -----	804,766

(2) + (3)

(5) 現場管理費 -----	360,000
(6) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0
(7) 機器間接費 -----	118,000
(8) 工事原価 -----	1,282,766

(4) + (5) + (6) + (7) + (8)

(9') 一般管理費等 (計上額) -----	320,734
(10') その他費目計 -----	0
(11) 業務委託料等 -----	0

(18) 工場製作原価 ----- 0

((9) 一般管理費等 (計算額) 330,577)

(12) 工事価格 -----	3,360,000
-----------------	-----------

(1) + (8) + (9') + (10') + (11) (万円未満切り捨て)

(13) 消費税相当額 -----	336,000
-------------------	---------

(14) 請負工事費 -----	3,696,000
------------------	-----------

(12) + (13)

(15) 入札書比較価格 -----	3,360,000
--------------------	-----------

(請負工事費の100/110)

(16) 調査基準価格 -----	0
-------------------	---

(17) 調査基準価格の100/110 -----	0
---------------------------	---

(工事契約：万円未満切り捨て 製造製作契約：円未満切り捨て)

R 7 江戸川河川事務所監視カメラ更新工事

特記仕様書

令和8年5月

国土交通省 関東地方整備局

江戸川河川事務所

第 1 章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書（令和8年3月改訂）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等の専任期間

契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者の配置を要しない。

第3条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）
 - （1）各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - （2）工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - （3）下請次数は3次までであること。
 - （4）現場に連絡員（※）を配置していること。
※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。
 - （5）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
 - （6）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - （7）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - （8）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者と

して配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

- 1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項（3）～（6）について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事ではない。
 - （6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合は、以下の書類を提出すること。

- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
- 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
- 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 現場代理人

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成22年9月6日付け国地契第20号）による。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	2006年度 氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

第7条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和8年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和8

年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

3. 「工事関係電子書類一覧表」(別紙様式-15)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第8条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によるものとする。

第9条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第10条 ワンデーレスポンスについて

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第11条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- (1) 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- (2) 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第12条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第13条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第14条 工事現場発生品

現場発生品の引渡し場所については、監督職員と協議するものとする。

第15条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和8年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和8年3月改訂）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和8年3月）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第16条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画

像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「２-２撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈<https://www.jconsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「２-２撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「２-５写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「６．写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

〈<https://www.jcmsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第17条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面樋からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第18条 特定調達品目の調査実績の集計

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、

特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第19条 低騒音型建設機械の使用について

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第20条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県でのディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証や八都県市確認証明書等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第21条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第22条 現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第23条 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和8年9月30日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第24条 工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第25条 中東情勢の変化等による適正な工期の確保について

受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れ、工期変更の必要が生じる場合には、工期延長や必要経費の計上について、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

第26条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ

め、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2）を発注者に提出しなければならない。

前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第27条 施工時間

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	なし
昼夜間作業	なし

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第28条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第29条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳

書」という。を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第30条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をR7・8江戸川河川事務所管内工事監督支援（その3）業務 関東建設マネジメント（株）に委託している。

また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第31条 セキュリティに関する事項

1. 機密保持の厳守

受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中ももとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

2. ポリシーの遵守

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

3. 損害賠償責任

受注者の責めによりコンピュータウィルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。

尚、損害賠償の範囲については発注者と受注者で協議して定めるものとする。

第32条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保

本工事に使用する電気通信機器について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第33条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 2 章 一般事項

第 3 4 条 施工場所

本工事における施工場所は次のとおりとする。

千葉県野田市宮崎 1 3 4 江戸川河川事務所

第 3 5 条 一般施工

1. 調整に当たっては、熟練した技術者等により機器本来の性能を十分に発揮できるよう入念に行わなければならない。
2. 上記技術者等は、工場又は事業所等から派遣するものとする。
3. 施工にあたっては、工程及び施工方法等について、十分に監督職員と打合せを行い、施工図等を作成するものとする。

第 3 6 条 機器据付・調整等作業の平日実施

機器の据付・調整等に当たっては、平日作業を基本とし、これによりがたい場合は、十分に監督職員と打ち合わせを行い実施するものとする。

第 3 7 条 資機材の搬入搬出

受注者は、資機材の搬入に伴い、交通規制等の必要がある場合は、方法等について監督職員と協議し、必要書類を関係機関へ提出するものとする。

なお、交通管理者等との協議などの社会的要件等に基づき交通整理員の配置が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

第 3 8 条 撤去品等の処理

本工事において発生する撤去品等については、監督職員と協議の上、「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号 最終改正平成 23 年 8 月 30 日法律 105 号）の趣旨に乗っ取り適宜リサイクル処理を施すとともに産業廃棄物として適正に処理するものとする。

産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示すること。

なお、情報機器類等については初期化を実施し、登録内容が復活できない（記録部をドリル等にて破壊し機能停止）処理を実施すること。

処分等に要する費用は都道府県知事等の許可を受けている運搬及び処分業者からの内訳を監督職員と協議することにより設計変更の対象とする。

第39条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和8年2月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】（令和8年4月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第40条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第41条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提

出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第42条 ソフトウェアライセンスの提出

受注者は、サーバやPC端末装置等に市販されているソフトウェア等をインストールした場合は、そのソフトウェアのライセンスキーやプロダクトID等が記載されたライセンス証書や発行証明書等を監督職員に提出するものとする。

第43条 その他

本特記仕様書に明記なき事項であっても機能上、当然必要と認められる事項については、受注者により充足するものとする。

第3章 その他

第44条 機器及び材料の仕様

本工事で設置する各種機器の仕様は、別添「R7江戸川河川事務所監視カメラ更新工事機器仕様書」によるものとする。

第45条 据付調整

1. 各種配線、端子盤等についても行き先別に整然と整理し、将来の改造等の施工が容易となるよう考慮するものとする。
2. 各種機器の据付調整にあたり、不明な点等は監督職員と協議するものとする。また、今回の工事関連で不要となる収容架内等の機器、各種配管・配線類については、監督職員と協議の上、既設設備に影響のない範囲で撤去するものとする。

第46条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第47条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

- イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。
異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに
監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行う
こと。

②気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監
督職員へ報告。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 19 条、第 20 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。	第 37 条
その他	☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第 14 条

R 7 江戸川河川事務所監視カメラ更新工事

機器仕様書

令和 8 年 5 月

国土交通省 関東地方整備局

江戸川河川事務所

1. 一般事項

1. 1 適用規格

装置等の制作・施工にあたり以下の適用規格に準ずるものとする。
ただし、重複する事項は本仕様書が優先するものとする。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本工業規格 (JIS)
- (3) 電気規格調査会 (JEC)
- (4) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (5) 電子情報技術産業協会 (JEITA)
- (6) 情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ)
- (7) 国際標準化機構 (ISO)
- (8) 国際電気通信連合 (ITU)、世界電信通信標準化会議 (ITU-T)
国際電気標準会議 (IEC) 等の勧告
- (9) その他関連諸規定

1. 2 電源条件

装置等にて使用する電源は、次のとおりとする。

- (1) 電源の相、方式 単相 2 線式
- (2) 電源電圧 AC100V±10%
- (3) 周波数 50/60Hz

1. 3 銘板

各装置には装置名称、製造番号、製造年月、製造者名が判るよう、銘板を取り付けるものとする。なお、銘板の位置は装置保守を行う上で見やすい位置に設けるものとする。

1. 4 構造

(1) 構造の概要

1) 電氣的、機械的に堅牢かつ耐震性に優れ、点検及び保守、移動、増設が用意で設計・制作に当たっては防湿、換気、防虫、その他小動物の侵入に考慮を払うものとする。

2) 機器配置及び配線等は点検手入れに際し、安全かつ便利のように設計製作するものとする。

3) 配線は基本的に背面または下部より行うものとする。

2. 機器仕様

本設備は江戸川河川事務所庁舎内を監視するもので、設備一体で機能し、個々の機器は以下のとおりとする。

2. 1 機器仕様

(1) ネットワークディスクレコーダ

搭載 HDD 容量 以下の条件を満たす動画データ 3 週間以上録画可能な容量

- ・カメラ台数 10 台
- ・有効画素数 200 万画素程度
- ・1 秒当たりのコマ数 30 コマ

CH 数 10CH 以上 (最大 32CH)

ネットワーク 10BASE-T/100BASE-TX 以上

寸法 19 インチラック棚に設置できること

ビューアソフト

- ・ディスプレイ表示にて 1 / 4 画面表示が可能
- ・スクロール機能有り
- ・任意の 1 画像について、リアルタイムに録画データを取り出せること

(2) LAN 用 HUB

構造 ラックマウント型

ネットワーク 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 16 ポート

PoE 給電 各ポート最大 30W

(3) モニタリング PC

形状 ノート PC

環境 選定したレコーダの閲覧用ソフトが使用できる PC 環境であること

HDD 容量 512GB 以上

付属品 キーボード、マウス、27 インチディスプレイ

(4) ネットワークカメラ (ドーム型)

有効画素数 200 万画素程度

レンズ f=5.3~64mm

ネットワーク 10BASE-T/100BASE-TX 以上

画像圧縮方式 H.264/H.265

解像度 1920×1080

音声 録音 (別途録音機器を含む)

電源 PoE

機能 PTZ 対応

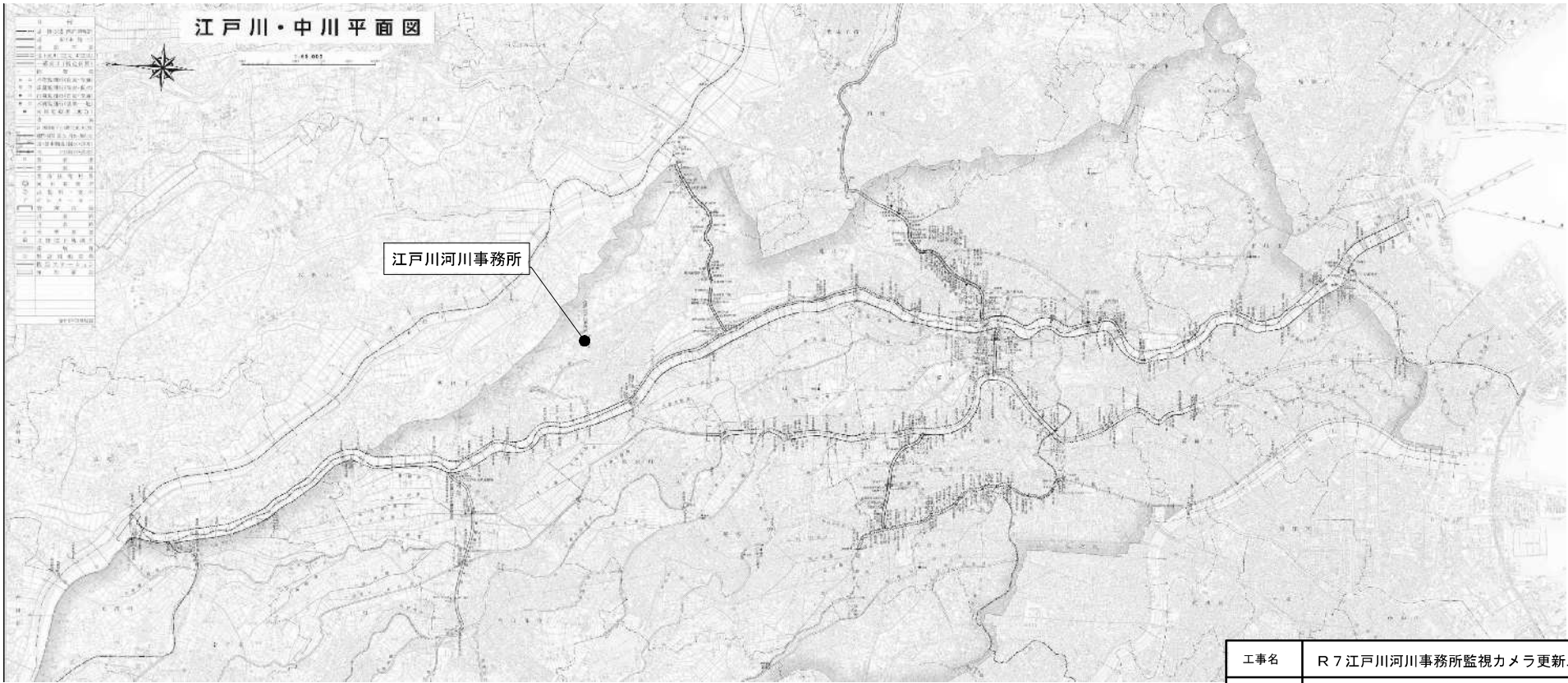
(5) ネットワークカメラ (屋外型)

有効画素数	200 万画素程度
レンズ	f=2.9～7.3mm
ネットワーク	10BASE-T／100BASE-TX 以上
画像圧縮方式	H.264／H.265
解像度	1920×1080
電源	PoE
IP 等級	IP66
最低被写体照度	カラー：0.1 lx @F2.0、白黒：0 lx (赤外線 LED 点灯時)
赤外線照射距離	最大 約 30m

(6) ネットワークカメラ (屋内型)

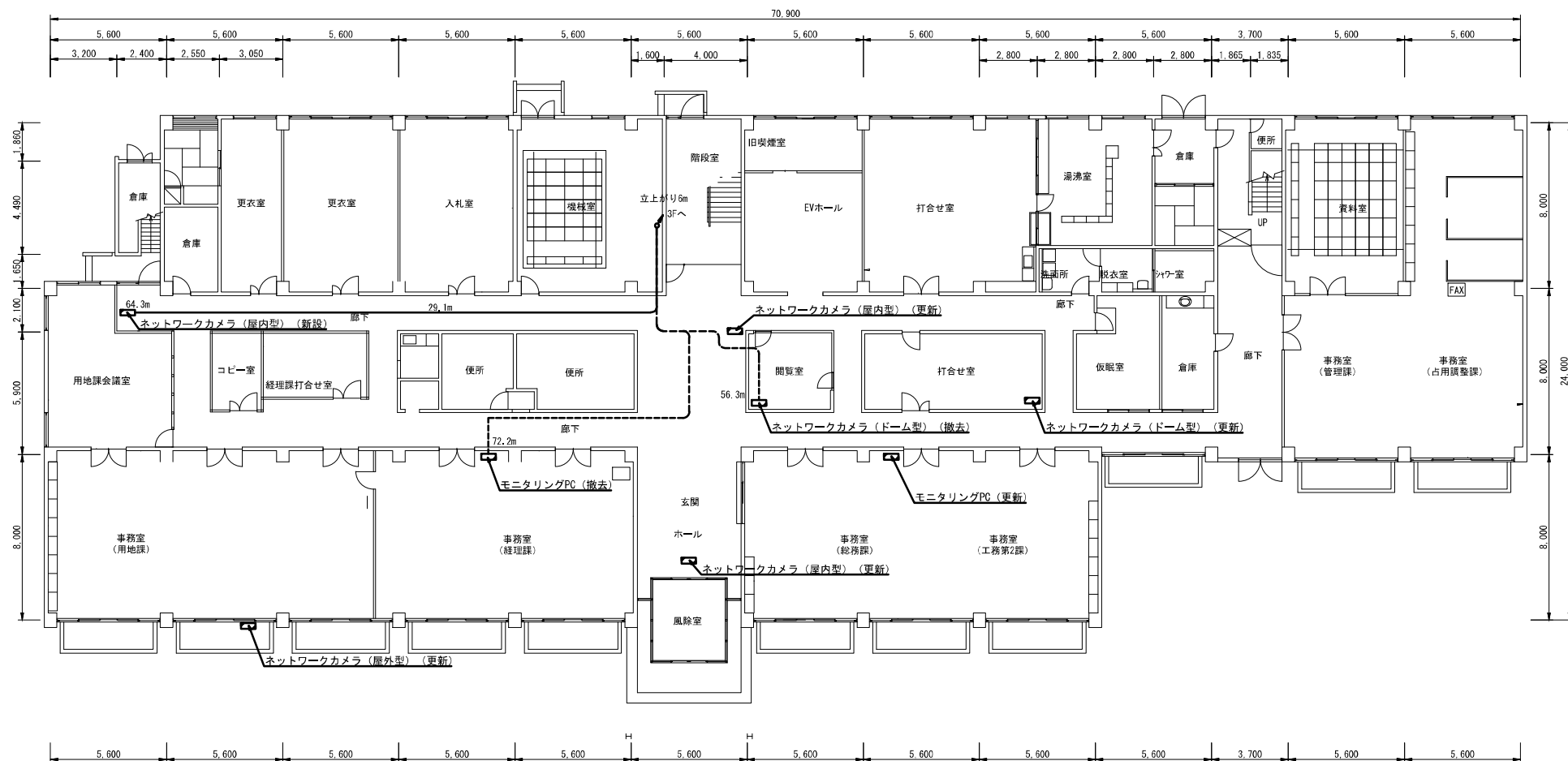
有効画素数	200 万画素程度
レンズ	f=2.9～7.3mm
ネットワーク	10BASE-T／100BASE-TX 以上
画像圧縮方式	H.264／H.265
解像度	1920×1080
電源	PoE

位置図



工事名		R7江戸川河川事務所監視カメラ更新工事		
図面名		位置図		
作成年月日		令和 8 年 5 月		
縮 尺		—	図面番号	1 / 7
会 社 名		—		
所 長	副 所 長	課 長	専門 調査 官	係 長
事務所名		国土交通省 江戸川河川事務所		

江戸川河川事務所 庁舎1F 監視カメラ配置配線図

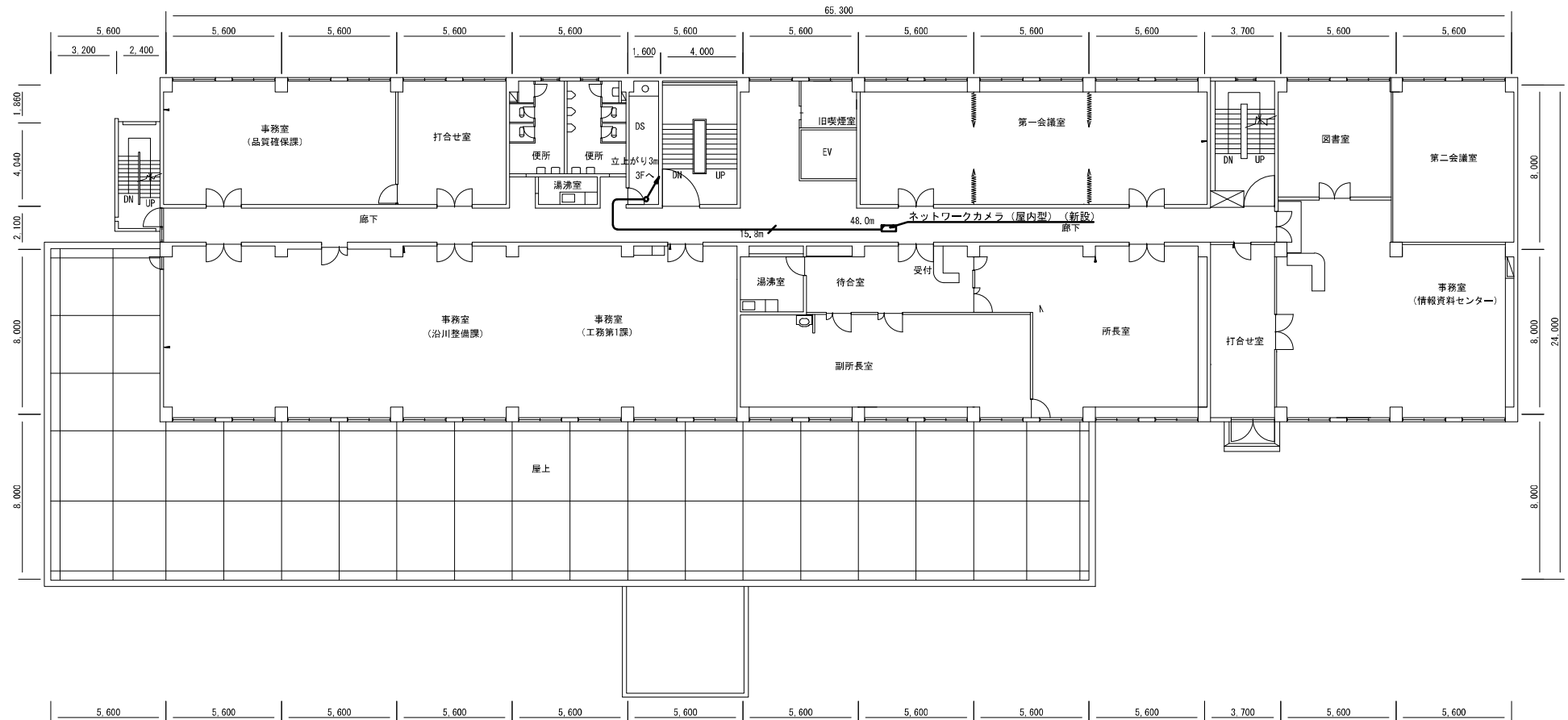


凡 例

-  :カメラ・モニタリングPC撤去
 :カメラ新設
 :カメラ更新
 :新設LANケーブル配線
 :撤去LANケーブル配線

工 事 名	R7江戸川河川事務所監視カメラ更新工事		
図 面 名	江戸川河川事務所 庁舎1F 監視カメラ配置配線図		
作成年月日	令和 8 年 5 月		
縮 尺	1/100	図面番号	2 / 7
会 社 名	—		
事務所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

江戸川河川事務所 庁舎2F 監視カメラ配置配線図



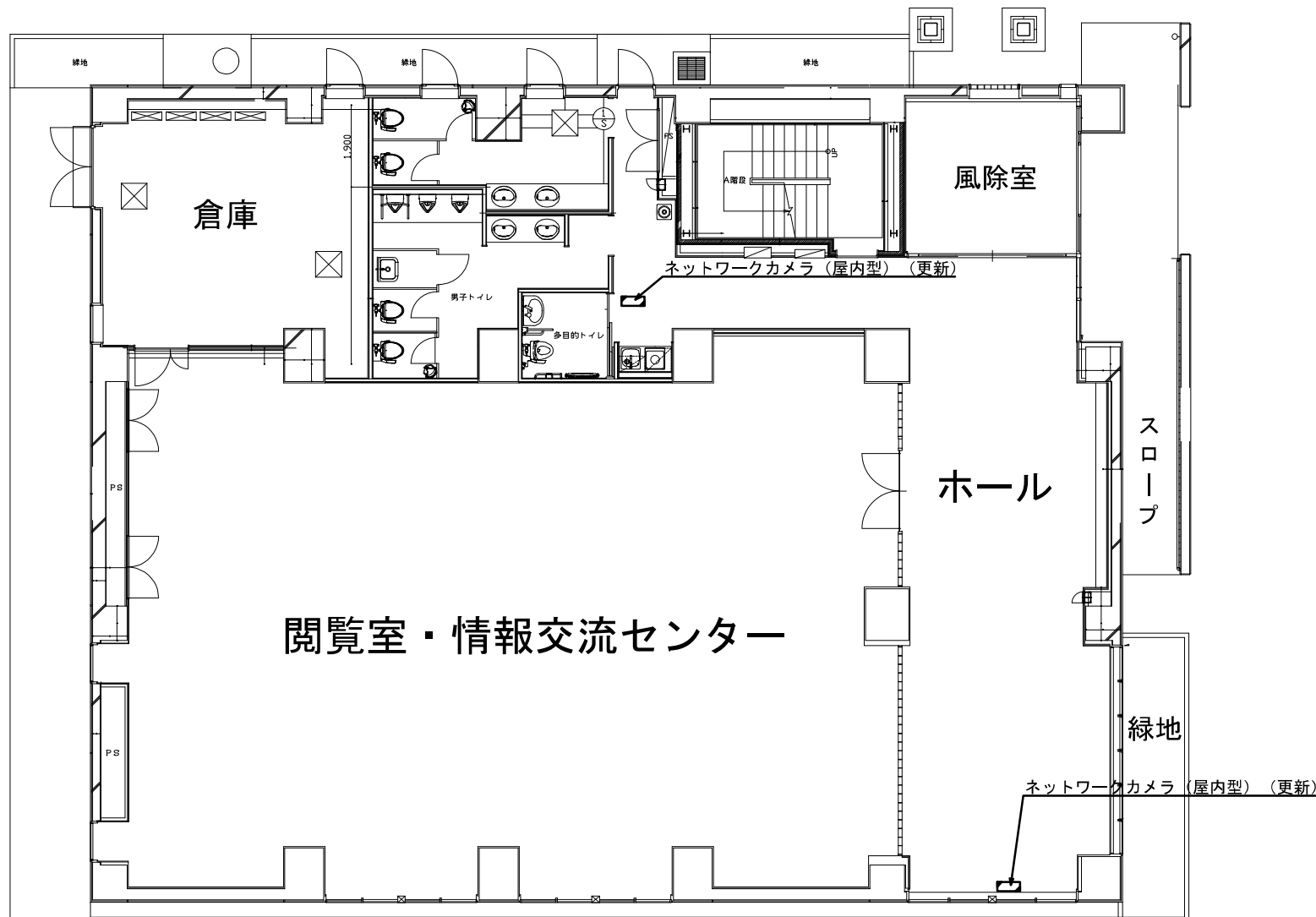
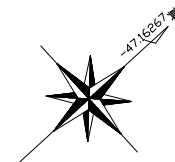
凡 例

 :カメラ新設

—— :新設LANケーブル配線

工 事 名	R7江戸川河川事務所監視カメラ更新工事		
図 面 名	江戸川河川事務所 庁舎2F 監視カメラ配置配線図		
作成年月日	令和 8 年 5 月		
縮 尺	1/100	図面番号	3 / 7
会 社 名	—		
事務所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

江戸川河川事務所 総合管理棟1F 監視カメラ配置配線図

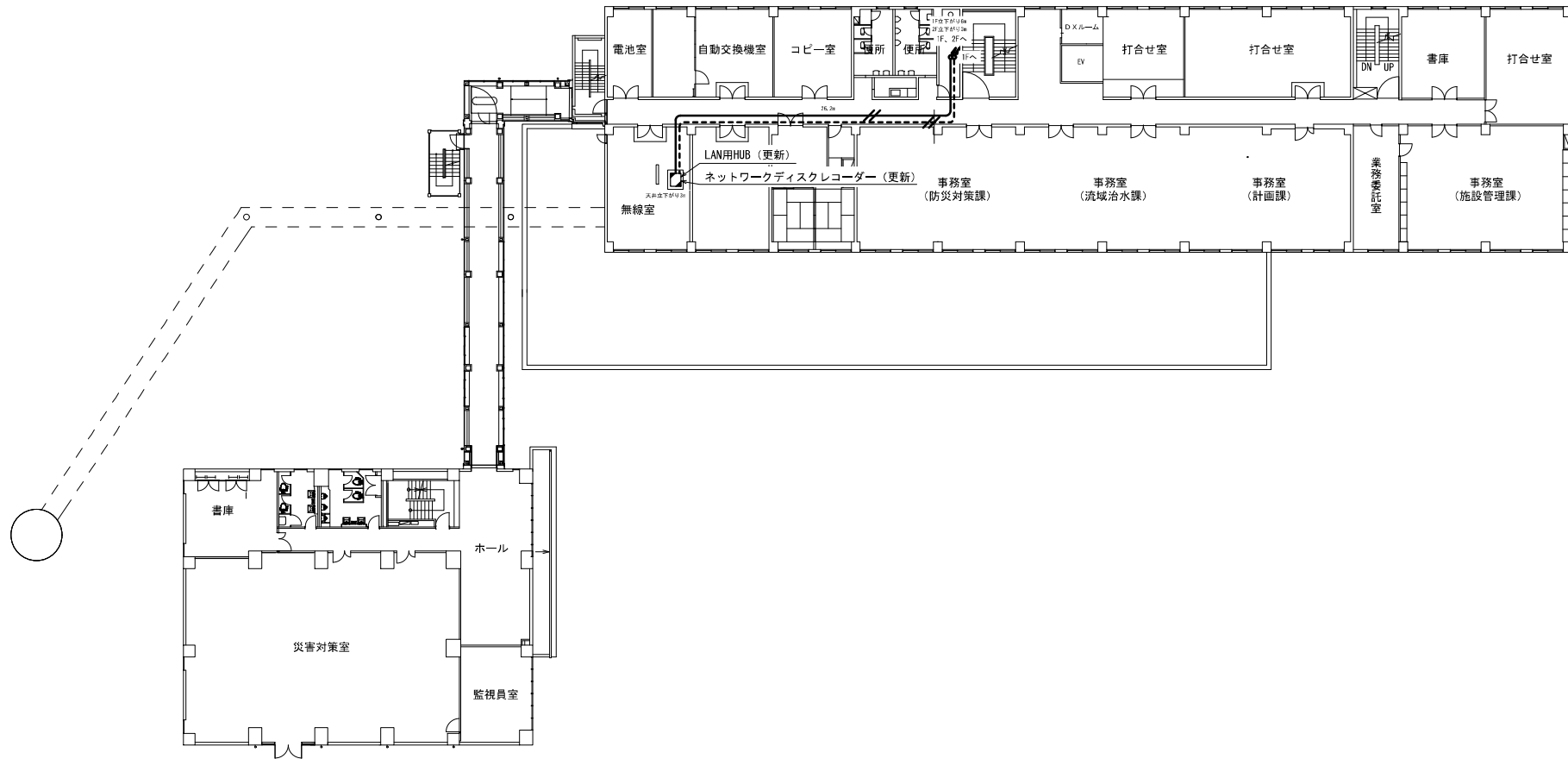


凡 例

■ カメラ更新

工 事 名	R7江戸川河川事務所監視カメラ更新工事		
図 面 名	江戸川河川事務所 総合管理棟1F 監視カメラ配置配線図		
作成年月日	令和 8 年 5 月		
縮 尺	1/100	図面番号	4 / 7
会 社 名	—		
事務所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

事務所・管理棟 3 階平面図 S=1/300

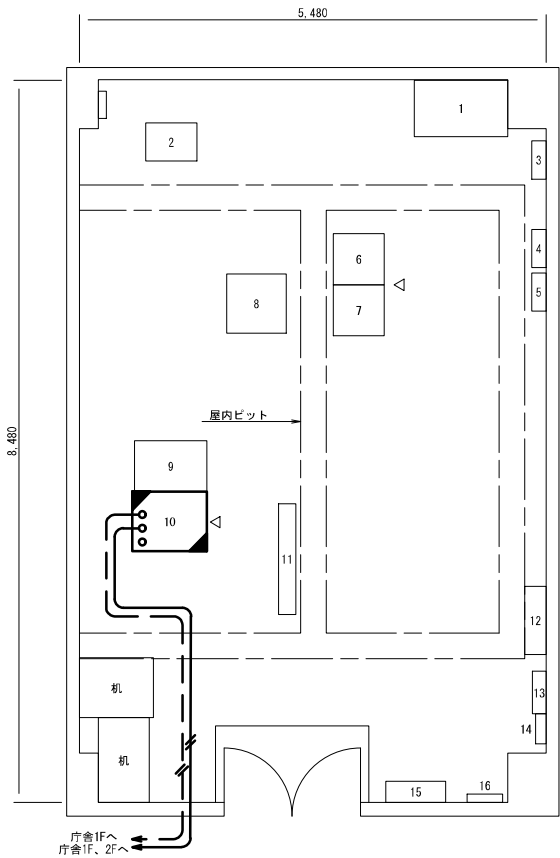


凡例

- : 更新
- : 既設
- : 新設LANケーブル配線
- - : 撤去LANケーブル配線

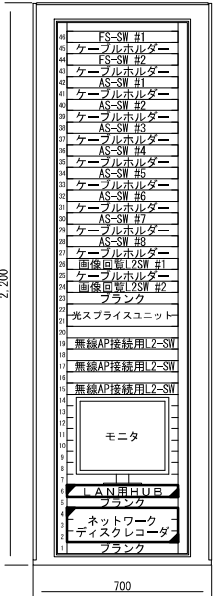
工 事 名	R7江戸川河川事務所監視カメラ更新工事		
図 面 名	事務所・管理棟 3 階平面図		
作成年月日	令和 8 年 5 月		
縮 尺	1/100	図面番号	5 / 7
会 社 名	—		
事務所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

江戸川河川事務所 庁舎3F無線室 機器配置図



配置配線図
(S=1/30)

機器一覧表		
No.	名 称	備 考
1	MDF	
2	計測機台	
3	デハイドレータ3	
4	デハイドレータ2	
5	デハイドレータ1	
6	自動電話交換装置	
7	VoIPゲートウェイ収容架	
8	PC	
9	UPS	
10	所内ネットワーク装置	
	LAN用HUB	更 新
	ネットワークディスクレコーダー	更 新
11	MDF	
12	分電盤	
13	交流分電盤	
14	無線室分電盤	
15	AC/DC分電盤	
16	光成箱	

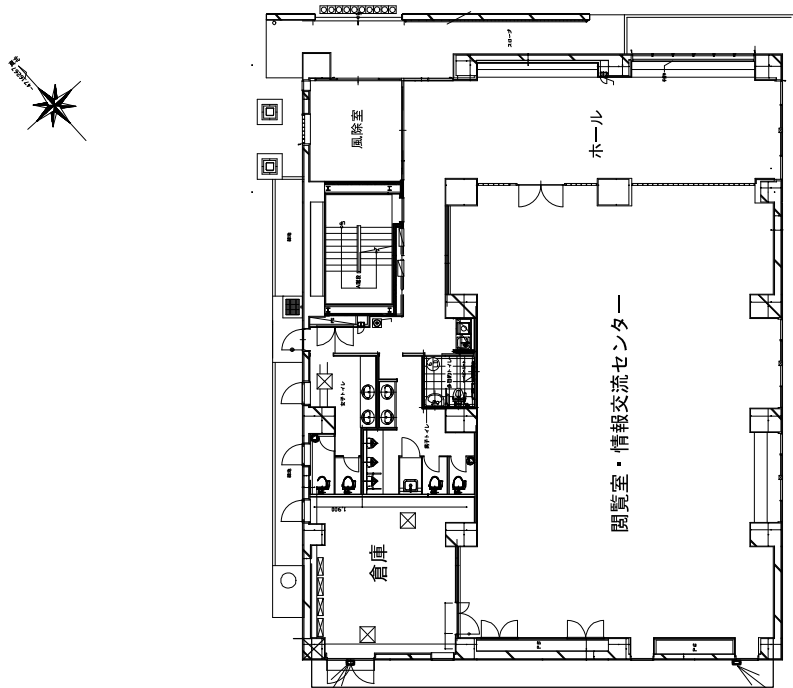


所内ネットワーク装置実装図
(S=1/10)

- 凡 例
- : 更 新
 - : 既 設
 - : 新設LANケーブル配線
 - - - : 撤去LANケーブル配線

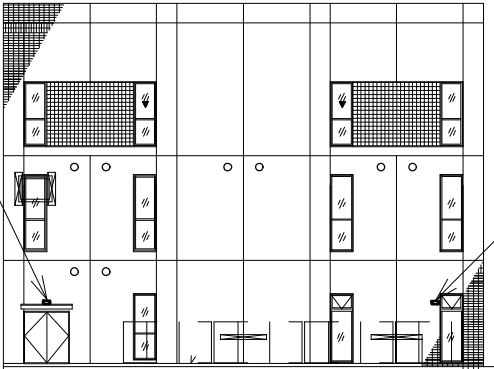
工 事 名	R7江戸川河川事務所監視カメラ更新工事		
図 面 名	江戸川河川事務所 庁舎3F無線室 機器配置図		
作成年月日	令和 8 年 5 月		
縮 尺	図示	図面番号	6 / 7
会 社 名	—		
事務所名	国土交通省 江戸川河川事務所		

江戸川河川事務所 管理棟外壁監視カメラ配置図



管理棟 平面図

ネットワークカメラ（屋外型）（更新）



管理棟 立面図

ネットワークカメラ（屋外型）（更新）

凡 例
:カメラ更新

工 事 名	R 7 江戸川河川事務所監視カメラ更新工事		
図 面 名	江戸川河川事務所 管理棟外壁監視カメラ配置図		
作成年月日	令和 8 年 5 月		
縮 尺	1/200	図面番号	7 / 7
会 社 名	—		
事務所名	国土交通省 江戸川河川事務所		